

議案第48号

つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例

つくば市市民研修センター条例（平成12年つくば市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市内の企業に勤務する者」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「研修センター」の次に「において」を加え、「の」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「に関する」を「を行う」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 研修センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を市民の使用に供すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの設置の目的を達成するために必要な事業

第3条第3項中「以下この条及び次条」を「次条から第9条まで及び第11条」に改める。

第5条第1項中「別表に定める施設」を「研修室」に、「教育委員会」を「指定

管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項又は第2項の許可を受けた」を「研修室又は浴室を使用する」に改め、「(第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)」を削る。

第8条第3号アからエまで以外の部分を次のように改める。

市内に居住する者及び次に掲げる者を構成員とする団体（構成員のうち市内に居住する者及び次に掲げる者がそれぞれ規則で定める割合以上の割合を占める団体に限る。）が研修室を使用するとき。

第8条第3号ア中「規定する」を「規定による」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「受けた」を「受けている」に改め、同号イ中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「受けた」を「受けている」に改め、同号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定によるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

第10条中「使用者」を「第5条第1項又は第2項の許可を受けた者」に改める。

第11条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第13条中「使用者は、」を削り、「とき」を「者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第15条を次のように改める。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例）

第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し

又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行つたときは、当該指定の取消しの日から研修センターの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の期間、前条第1項の規定にかかわらず、研修センターの管理の全部又は一部を教育委員会が行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行つた当該日以後の使用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、教育委員会に対して行われ、又は教育委員会が行つた行為とみなす。

3 第1項の場合において、使用者は、第7条第1項本文、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において、教育委員会が定める額の使用料を前納しなければならない。

4 第5条、第6条及び第11条の規定は第1項の場合について、第7条第1項ただし書、第8条及び第9条の規定は前項の場合について準用する。

別表中「第5条、」を削り、同表1の表中「研修室利用料金」を「研修室の利用料金」に改め、別表2の表を次のように改める。

2 浴室の利用料金

区分		利用料金
市内に居住する者	60歳以上の者、心身障害者又は18歳未満の者	無料
	上記以外の者	220円
市外に居住する者	60歳以上の者、心身障害者又は18歳未満の者	410円
	上記以外の者	520円

備考 この表において「心身障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 号の改正規定及び別表 2 の表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 8 条第 3 号及び別表 2 の表の規定は、前項ただし書に規定する日以後の使用に係る利用料金について適用する。

(提案理由)

つくば市市民研修センターの施設利用について、現行の運用に関して見直しを行ったところ、料金区分や手続を改める必要が生じたため、この条例案を提出するものである。

つくば市市民研修センター条例（平成12年つくば市条例第41号）新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 市民_____に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、つくば市市民研修センター（以下「研修センター」という。）をつくば市北条1477番地1に設置する。 (事業) 第2条 研修センター<u>においては、次に掲げる事業を行う。</u> (1) 生涯学習に係る講座<u>を行う</u> こと。 <u>(2) 研修センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を市民の使用に供すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u> (休館日) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>次条から第9条まで及び第11条</u>において同じ。）は、利用者の利便の向上を図る必要があり、かつ、前項の規定により教育委員会が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、第1項に定める休館日に研修センターを臨時に開館することができる。 第4条 (略) (使用の許可)	(設置) 第1条 市民<u>及び市内の企業に勤務する者</u>に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、つくば市市民研修センター（以下「研修センター」という。）をつくば市北条1477番地1に設置する。 (事業) 第2条 研修センター_____は、次の_____事業を行う。 (1) 生涯学習に係る講座<u>に関すること。</u> <u>(2) 生涯学習の一環としての研修センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の供用に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習に関し教育委員会が必要と認めること。</u> (休館日) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>以下この条及び次条</u>において同じ。）は、利用者の利便の向上を図る必要があり、かつ、前項の規定により教育委員会が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、第1項に定める休館日に研修センターを臨時に開館することができる。 第4条 (略) (使用の許可)

第5条 研修室 を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者で当該許可事項を変更しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可をしない。

(1)―(3) (略)

(利用料金)

第7条 研修室又は浴室を使用する 者（以下「使用者」という。）は、指定管理者 に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2・3 (略)

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 市内に居住する者及び次に掲げる者を構成員とする団体（構成員のうち市内に居住する者及び次に掲げる者がそれぞれ規則で定める割合以上の割合を占める団体に限る。）が研修室を使用するとき。

ア 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項

第5条 別表に定める施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者で当該許可事項を変更しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可をしない。

(1)―(3) (略)

(利用料金)

第7条 第5条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2・3 (略)

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 市内に居住する次のいずれかに該当する者で構成された団体が使用するとき。

ア 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項

の規定によるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者

イ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

ウ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定によるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

エ （略）

第9条 （略）

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 第5条第1項又は第2項の許可を受けた者は、施設等の使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1)・(2) （略）

(3) この条例若しくはこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指定管理者の指示に従わないとき。

(4) （略）

第12条 （略）

（損害賠償の義務）

第13条 _____施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しな

の規定するものをいう_____。)の交付を受けた____者

イ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう_____。）の交付を受けた____者

ウ （略）

エ 前号に該当する学校に就学中の者

第9条 （略）

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 使用者_____は、施設等の使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1)・(2) （略）

(3) この条例若しくはこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反し、又はこれらに基づく教育委員会の指示に従わないとき。

(4) （略）

第12条 （略）

（損害賠償の義務）

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しな

なければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第14条（略）

（指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例）

第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から研修センターの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の期間、前条第1項の規定にかかわらず、研修センターの管理の全部又は一部を教育委員会が行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、教育委員会に対して行われ、又は教育委員会が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、使用者は、第7条第1項本文、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において、教育委員会が定める額の使用料を前納しなければならない。

4 第5条、第6条及び第11条の規定は第1項の場合について、第7条第1項ただし書、第8条及び第9条の規定は前項の場合について準用する。

第16条・第17条（略）

附則（略）

なければならない。

第14条（略）

（指定管理者の指定の取消し等の場合における措置）

第15条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時に研修センターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「教育委員会が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第16条・第17条（略）

附則（略）

別表（ 第7条、第15条関係）

1 研修室の利用料金

(略)

2 浴室の利用料金

区分		利用料金
<u>市内に居住する者</u>	<u>60歳以上の者、心身障害者又は18歳未満の者</u>	<u>無料</u>
	<u>上記以外の者</u>	<u>220円</u>
<u>市外に居住する者</u>	<u>60歳以上の者、心身障害者又は18歳未満の者</u>	<u>410円</u>
	<u>上記以外の者</u>	<u>520円</u>

備考 この表において「心身障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表（第5条、第7条、第15条関係）

1 研修室利用料金

(略)

2 浴室利用料金

つくば市内に居住する者 1人1回につき220円

つくば市外に居住する者 1人1回につき520円

議案第 48 号

つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市教育局生涯学習推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市市民研修センターの施設利用について、現行の運用に関して見直しを行ったところ、料金区分や手続を改める必要が生じたため、条例の改正を行うものである。

改正の要点は次のとおりである。

- (1) 施設使用等について、許可を行う者を教育委員会と定めているが、これを指定管理者に改める。
- (2) 利用料金の免除について、地域交流センター条例と同様に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を追加する。
- (3) 浴室利用料金について、現行条例内に定める市内・市外に居住する者の料金区分に追加し、60 歳以上の者、心身障害者又は 18 歳未満の者の区分を設ける。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条
- ・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

施設利用に関する申請・許可及び料金区分を条例に明記することで、利用者に対する透明性と公平性の確保につながる。